

情報通信審議会 情報通信技術分科会
陸上無線通信委員会 運営方針

1 検討事項

陸上無線通信委員会(以下「委員会」という。)は、情報通信審議会諮問第2008号「UWB(超広帯域)無線システムの技術的条件について」、第2009号「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」、第2029号「ITS無線システムの技術的条件について」、第2033号「業務用陸上無線通信の高度化等に関する技術的条件」、第2040号「気象レーダーの技術的条件」、第2041号「900MHz帯自営用移動通信システムの高度化に関する技術的条件」及び、第2043号「空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの技術的条件」及び第2046号「V-High帯域における公共ブロードバンド移動通信システム及び狭帯域IoT通信システムに関する技術的条件」について検討する。

2 委員会の運営

- (1) 主査は、委員会の議事を掌握する。
- (2) 委員会に主査代理を置くことができ、主査が指名する構成員が、これに当たる。
- (3) 主査代理は、主査不在の時、その職務を代行する。
- (4) 委員会の会議は、主査が招集する。
- (5) 主査は、委員会の会議を招集するときは、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (6) 主査は、必要があると認めるときは、委員会に、必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ又は説明させることができる。
- (7) 主査は、委員会の検討を促進するため、作業班を設置することができる。
- (8) 作業班は、主査から指名された者により構成する。
- (9) 作業班の主任は、主査から指名された者がこれに当たる。
- (10) その他、委員会の運営については、主査が定めるところによる。

3 会議の公開

会議は、次の場合を除き、公開する。

- (1) 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合
- (2) その他、主査が非公開とすることを必要と認めた場合

4 事務局

委員会の事務局は、総合通信基盤局電波部移動通信課が行う。